

【改正後】

## 外国証券取引口座規程

外国証券取引口座に係る業務については、以下の外国証券取引口座約款に基づき適切に処理するものとする。

### 外国証券取引口座約款 (削除)

#### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様と当組合との間で行う外国証券の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様は、この約款の内容を承諾し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。

#### 第2条（外国証券取引口座）

外国証券の取引に当たっては、お客様は当組合所定の申込書により「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）の設定にかかる申込みをするものとします。当組合はこれを承諾したときは、遅滞なく本口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。

2 お客様が当組合との間で行う外国証券の取引に関する売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべては本口座により処理します。

3 当組合が取り扱う外国証券は、日本証券業協会が定める要件および選別基準に適合した金融商品取引法第2条第1項第10号に規定される外国投資信託の受益証券（以下「外国投資信託」といいます。）とします。

#### 第3条（遵守すべき事項）

お客様は、当組合との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令、日本証券業協会の定める諸規則、決定事項および慣行中、当該証券の取引に関連する条項に従うとともに、当該証券の発行者が所在する国または地域（以下「国等」という。）の諸法令および慣行等に関し、当組合から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

#### 第4条（注文の指示）

お客様の当組合に対する外国証券の注文については、当組合の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ指示するところにより行うものとします。

#### 第5条（注文の執行および処理）

お客様の当組合に対する外国証券の取得または換金の申込みについては、当該外国証券の目論見書および次の各号の定めにより執行および処理するものとします。

- ① 外国証券の取得または換金の申込みについては、当組合において遅滞なく処理するものとします。ただし、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- ② 当組合への申込みは、当組合が定めた時間内に行うものとします。
- ③ 外国証券の最低購入単位は、当組合の定めによるものとします。
- ④ 当組合は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様の届け出た住所あてに契約締結時交付書面等を送付します。

#### 第6条（受渡日等）

売買成立後の受渡し等の処理については、当該外国証券の目論見書および次の各号に定めるところによります。

- ① 外国証券の取引については、売買注文の成立を、当組合が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日。）を約定日とします。
- ② 受渡日は、当該外国証券の目論見書で定められる日とします。

#### 第7条（外国証券の保管・権利および名義）

お客様が当組合に外国証券の保管の委託をする場合、当該外国証券の保管および名義の取扱いについては、当該外国証券の目論見書および次の各号の定めによるものとします。

(追加)

## 外国証券取引口座約款

### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様と当組合との間で行う外国証券の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様は、この約款の内容を承諾し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。

### 第2条（外国証券取引口座）

外国証券の取引に当たっては、お客様は当組合所定の申込書により「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）の設定にかかる申込みをするものとします。当組合はこれを承諾したときは、遅滞なく本口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。

2 お客様が当組合との間で行う外国証券の取引に関する売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべては本口座により処理します。

3 当組合が取り扱う外国証券は、日本証券業協会が定める要件および選別基準に適合した金融商品取引法第2条第1項第10号に規定される外国投資信託の受益証券（以下「外国投資信託」といいます。）とします。

### 第3条（遵守すべき事項）

お客様は、当組合との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令、日本証券業協会の定める諸規則、決定事項および慣行中、当該証券の取引に関連する条項に従うとともに、当該証券の発行者が所在する国または地域（以下「国等」という。）の諸法令および慣行等に関し、当組合から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

### 第4条（注文の指示）

お客様の当組合に対する外国証券の注文については、当組合の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ指示するところにより行うものとします。

### 第5条（注文の執行および処理）

お客様の当組合に対する外国証券の取得または換金の申込みについては、当該外国証券の目論見書および次の各号の定めにより執行および処理するものとします。

- ① 外国証券の取得または換金の申込みについては、当組合において遅滞なく処理するものとします。ただし、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- ② 当組合への申込みは、当組合が定めた時間内に行うものとします。
- ③ 外国証券の最低購入単位は、当組合の定めによるものとします。
- ④ 当組合は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様の届け出た住所あてに契約締結時交付書面等を送付します。

### 第6条（受渡日等）

売買成立後の受渡し等の処理については、当該外国証券の目論見書および次の各号に定めるところによります。

- ① 外国証券の取引については、売買注文の成立を、当組合が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日。）を約定日とします。
- ② 受渡日は、当該外国証券の目論見書で定められる日とします。

### 第7条（外国証券の保管・権利および名義）

お客様が当組合に外国証券の保管の委託をする場合、当該外国証券の保管および名義の取扱いについては、当該外国証券の目論見書および次の各号の定めによるものとします。